第十二条の七第一項の表第三項中「規定する」の下に「学校のうち、」を、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同表第四項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第二条　ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「盲学校、ろう学校、養護学校及び」を「特別支援学校又は」に改める。

第三条第四号中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第四項の老人保健施設」を「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設」に、「身体障害者更正援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条の知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項の精神障害者社会復帰施設」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホーム」に改める。

（発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第三条　発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「及び」を「又は」に改め、同項第四号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正）

第四条　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等の一部改正）

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等（平成十七年経済産業省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一項中「規定する」の下に「学校のうち、」を、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「盲学校、聾（ろう）学校、養護学校及び」を「特別支援学校又は」に改める。

別表第一第四項中「第七条第二十二項」を「第八条第二十八項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム」に改める。

別表第一第五項中「第五十六条の十第一項、第六十九条第一項若しくは第九十八条第二項」を「第七十八条第一項、第百九条第一項若しくは第百八十二条第二項」に改める。

別表第二第六項中「第七条第二十二項」を「第八条第二十八項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム」に改める。

別表第二第七項中「第五十六条の十第一項、第六十九条第一項若しくは第九十八条第二項」を「第七十八条第一項、第百九条第一項若しくは第百八十二条第二項」に改める。

別表第三第一項中「規定する」の下に「学校のうち、」を、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「盲学校、聾（ろう）学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第三第四項中「第七条第二十二項」を「第八条第二十八項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホーム」に改める。

別表第三第五項中「第五十六条の十第一項、第六十九条第一項若しくは第九十八条第二項」を「第七十八条第一項、第百九条第一項若しくは第百八十二条第二項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四号

環境省

電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第六十四号）の施行に伴い、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

環境大臣　大塚　珠代

別表第二中「第45条の2第1項」を「第40条第1項」に改める。

○経済産業省告示第五号

環境省

福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類（平成二十四年経済産業省・環境省告示第八号）を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

環境大臣　大塚　珠代

第四号及び第五号を次のように改める。

四　法第六十九条第二項第五号に掲げる事項

次のイからニまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからニまでに定める書類

イ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の六第四項の規定による届出

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下この号及び次号において「規則」という。）第三条の八に規定する書類

ロ　電気事業法第九条第二項の規定による届出　規則第九条第二項又は第三項に規定する書類

ハ　電気事業法第二十七条の十九第四項の規定による届出　規則第四十五条の十に規定する書類

ニ　電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出　規則第四十五条の十九第四項に規定する書類